

令和9年度 地域医療介護総合確保基金補助事業

1 概要

(1) 募集事業

事業	対象事業所	概要	補助金上限額(予定)
看取り環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ※看取り介護加算又はターミナルケア加算の届出済の事業所(ただし、届出がなされていない場合でも、いずれかの加算の算定条件を満たしていれば可)	看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う事業所の改修費、ベッド等の設備について補助を行います。	1事業所あたり4,670千円
共生型サービス事業所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・通所介護事業所 ・地域密着型通所介護事業所 ※「共生型サービス」の指定を受けた介護保険事業所(または当事業完了までに当該指定を受ける見込みの事業所)	介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助を行います。	1事業所あたり1,390千円
介護職員の宿舎施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	事業者が介護職員用の宿舎を整備する費用の一部を補助します。	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33平米までに該当する工事費の3分の1
介護施設等の集約・再編支援	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービス(認知症対応型通所介護) 	2以上の介護施設等の集約・再編する場合の改修・改修費用の一部を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所：46,935千円 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：8,295千円 ・認知症対応型デイサービス(認知症対応型通所介護)：16,800千円
都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービス(認知症対応型通所介護) 	小規模な介護施設等を大規模な介護施設等に転換する費用の一部を補助します。	転換後の施設種別による

(2) 注意事項(共通)

- ・意向調査シートを提出された事業所には、後日、事業計画等を照会します。
- ・**令和9年度の補助金**についてとなりますが、国や県、本市における予算の成立が条件となります。今後、補助制度が大幅な変更や廃止となる場合がありますこと、また、本市予算の範囲内での実施となることを、あらかじめご了承ください。
- ・施工業者を入札や見積合わせで選定して頂く等、原則、本市所定の条件があります。
- ・補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。)するにあたっては、制限がかかります。財産の処分を行うには、事前の申請により承認を得ることが必要となり、処分の内容によっては承認の際に補助金の一部返還等の条件が付されます。
- ※ 詳細は関東信越厚生局ホームページをご覧ください。
関東信越厚生局のURL
<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html>
- ・補助事業の内容についての詳細は、下記の本市ホームページ、「12. 事業所整備に必要な要綱等」に掲載している「横浜市小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助金交付要綱」を参照ください。
<<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>>

(3) 注意事項 (各事業)

ア 介護施設等における看取り環境整備推進事業

看取り介護加算又はターミナルケア加算の届出済の事業所 (ただし、届出がなされていない場合でも、いずれかの加算の算定条件を満たしていれば可)

イ 共生型サービス事業所の整備推進事業

「共生型サービス」の指定を受けた介護保険事業所 (または当事業完了までに当該指定を受ける見込みの事業所)

ウ 介護施設等の集約・再編支援事業

「集約・再編」とは、以下の2つの場合をいいます。

(ア) 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合

(イ) 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合 (原則として合築又は同一敷地内のものに限る。)

エ 市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業

対象となる施設は以下の通りです。

・小規模な介護施設等

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型デイサービスセンター

・大規模な介護施設等

(a) 定員30人以上の特別養護老人ホーム (当該特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。)

(b) 定員30人以上の介護老人保健施設、介護医療院又は養護老人ホーム

(c) 定員30人以上のケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)

(d) 定員30人以上の有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。)

2 前年度からの主な変更点

国の「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」改正に伴い、補助対象の事業に、以下の2事業が新しく追加されました。

①「介護施設等の集約・再編支援事業」

②「都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業」

【上記の新規2事業に該当する事業を検討されている場合】

・介護施設等の創設、増築、改築、移転、定員の増減または廃止等を検討している場合には、意向調査にかかわらず、計画の早い段階であらかじめ所管課までご相談ください。

※集約・再編を行う施設等の組み合わせ、移転や定員の増減、公募選定の必要性の有無等により、補助金活用の可否や可能性、想定される事業スケジュールが大きく異なります。